

第45回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年6月24日)

開催日及び場所			平成31年3月18日(月曜日) 農林水産省第1特別会議室
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 江坂 春彦(弁護士) 榊田 みどり(農業ジャーナリスト)
審議対象期間			平成30年10月1日～平成30年12月31日
審議対象案件			135件 うち、1者応札案件 44件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件
抽出案件			10件 うち、1者応札案件 9件 (抽出率7%) (抽出率20%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率33%)
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	7 件 うち、 1 者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		指名競争	0 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（企画競争・公募）	1 件 うち、 1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（その他）	0 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

（注1）必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 45 回入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
物役・競 69 平成 30 年度戦略的研究推進事業のうちスマート農業技術、オープンイノベーションの推進に関する情報発信の実施委託事業	
業務内容について、この仕様書を見ると①②③についての記事を作るものなのかと。各テーマの取材に基づいて記事原稿を執筆すること、なお取材場所は云々と書いてありますが、もう大体わかっているものであったら、例えば、東京都で何月にやる、こういうシンポジウムとか、茨城県でやるこういうシンポジウムとか、それについて、この①②③のうちのどのテーマで記事をつくってくださいとか、ある程度のイメージを出したほうがわかりやすいかなと思いますが、どうなんでしょう。	ご指摘ありがとうございます。確かにわかっている部分については詳細な記載が必要だったと反省しております。今後はそのような形で仕様書の記載を心がけたいと考えております。
関連ですけれども、内容はかなりテーマが抽象的な感じがしますが、アンケートのほうでも、かなり細かく内容の明確化についての指摘の記述がありまして、初めての内容・テーマということで、こういう結果になったのかもしれないんですけど、こういうのは、随意契約とか企画競争とか、そういう形の中で、アプローチしたほうがかえって良かったのではという考え方もあると思うんですけど、いかがですか。	ご指摘ありがとうございます。内容の記述が仕様書になかなか具体性を持った形で書けなかったのは、計画を進めるのが遅くなりまして、このような形になったわけですが、契約の方法につきましては、企画競争、随意契約がもし可能であれば、そのような方法も考えたいと、今後検討していきたいと考えております。
仕様書以外に何か過去のディテールとか、同様の内容の契約等についての情報提供とか、そういうものはあったのですか。	本事業につきましては、農林水産省の中でも初めてのケースでございまして、同様の事業だとか関連のもの、あるいはその前例を探しましたがけれども、なかなか該当のものがなく、このような形で30年度は実施させていただきました。
これは、今年度新規の事業で、来年度はないということなのですか。単年でという事業ということですか。	委託事業としましては30年度限りですが、現在、当該委託事業の効果を評価するための報告書を待っているところでござい

	まして、その評価を見まして、来年度以降も効果が認められれば、今後同様の事業を展開していきたいとも考えております。
1 者応札になった原因の中のその業務内容、業務量の記載が不明確という部分なんですけど、実際に2,500字5本の原稿を受託した会社を書くのか、ライターさんが書くのか、それともタイアップのビジネシーが受けるのかわからないというのは、確かに私も読んでいて思ったのですが、結局これはどちらだったのでしょうか。	これはタイアップ記事でございまして、受託者は、タイアップ枠の購入と原稿作成、その手はずを整えるというのが仕事となります。
1 万ページビューの達成が一応目標になっているのですが、これは実際達成になったのですか。	はい。達成になっています。
いろいろ質問させていただきましたが、実は、契約内容を読んでわかりにくいところも結構あるので、もう少し実際の仕様書の中で、丁寧に説明していただけるとありがたいかなと思いました。	ご指摘ありがとうございます。今後同じような事業を展開するときには心がけて注意したいと思います。
予定価格を算定するプロセスはどうだったのでしょうか。	予定価格の積算に当たりましては、参考見積書を徴取しており、予算額との比較検討、また、インターネット等による市場価格調査を行いまして、仕様書の内容に基づき積算しております。
その見積もりはどちらからとられたんですか。	落札業者となった者からです。
・物役・随15 平成30年度戦略的プロジェクト研究推進事業委託事業「国際連携による農業分野における温室効果ガス削減技術の開発」（アジア地域の水田におけるGHG削減等に関する総合的栽培管理技術の開発	
質問というより感想になります。 今、改善策のところでもお話しいただきましたけど、実質的にこれは、改善は難しいということなんだろうなというふうに、伺いながら思っていました。 企画競争の公示の日数も結構とっているし、的確というか、これを請け負えるのがこしかなかったということなんだろうなと	期待としましては、ここだけではなく、多くの大学の研究機関などにも参加していただきたいというものではありませんが、結果としては1者だったということで、改善はなかなか難しいというご指摘かなとも思うのですが、工夫をしていく必要があるかなとは考えております。

思ったのですが、そういう解釈でよろしかったでしょうか。	
私も同じような感想ですが、5年間で今までの方法に比べて温室効果ガスを30%以上削減して、かつ土壌保全云々というような目標ですので、それなりの技術者を抱えているところじゃないと無理かなという印象を受けました。興味があるところが多いから、11者、説明会に来ていただいたんですけども、残念ながら1者だけということで、確かに大学とかそういうところが手を挙げていただければいいのかもしれませんが、目標を下げるというのも、確かにいかななものかと思しますので、これ以上公示の期間を延ばすというのは大変なのかもしれませんけども、もう少し手を挙げる工夫をしていただければと思います。	ありがとうございます。努力します。
予定価格で、この場合は落札者が出すのですか。	本件、企画競争で実施しております。応募があった者から、今回は1者応募ですが、提案書と経費内訳書が提出されまして、その内容につきまして企画審査委員会で審査し、選定された経費内訳書をもとに、積算額としております。
物役・競3 平成30年度技術開発計画推進方策調査検討業務	
非常に基本的なことで恐縮なんですけど、入札公告の上にある資料招請というのは9日間とってあるんですけれども、どんな資料を渡すものなのですか。	入札公告におきましては、基本的に入札公告、概要を書いた1枚ペーパーがあるので、それに添付して仕様書、それからこちら総合評価になりますので、総合評価の基準、こういう業務を出せば何点とか、そういうものと、あと契約書案を提示しております。
提案書等の審査のところなんですけども、「評価項目に記載している評価基準に基づき審査し」と書いてあるんですけども、この評価項目とか採点表がありますけど、どの程度具体的に評価項目というのは開示するものなのですか。	基本的にはこの採点表の点数を抜いたところの部分を掲示しております。
土地改良関係ということで、経緯について	評価項目としては、他の2者と比較する

も書かれているように、結構、専門知識が必要な上に市場規模が大きいというのは確かにそうで、民間がなかなか参入しづらい内容なんだろうなというのは感じました。 公益法人の落札ということで抽出はさせていただいたのですが、果敢にチャレンジした●●というところがありますが、これは一番技術点も低かったのですけれども、どの点がここは劣るというか、それだけ教えてください。	と、業務実績がないことと、「業務従事者の経験・能力」の技術士等の資格を持ってなかったことが大きく影響したと考えられます。
物役・競80 平成30年度輸出環境整備推進委託事業	
少し意地悪な質問で申しわけないのですが、教えてください。 入札公告自体15日で、ほかの事業と比べてもそんなに短くないと思うのですが、その後のプロセスというか実施業務のスケジュールを見ると、3カ月ちょっとで試験方法を開発して報告書を作成して成果物を提出するという、この辺りがなかなかやれるところは限られるだろうなという感じはしたのですが、説明にも書かれていますが、輸出強化戦略の中で、EUに対する豚肉の輸出強化というのはもう既に入っていたわけですよね。これが5月にはもう入っていたと思うので、EUへの輸出について交渉するという中で、この必要性、今回のこの事業の必要性というのは秋まで出てこなかった。逆に10月になってから出てきたというのはなぜなのでしょう。	昨年度から残留物質モニタリング計画の内容については、厚労省とEUとやりとりをしておりまして、引き続き、対象とする物質を何にするかということで、厚労省とEUとの協議が進められていたところです。最終的に9月ぐらいに、対象とする物質が確定しまして、そのときに不足していた検査法について急遽、委託事業を行ったというものになります。
確定したのが9月ということですか。	それまで協議していて、日本はこういう農薬とか動物用医薬品の使用実態なので、こういう物質を対象にやっていきたいというような内容の協議を厚労省とEUの当局との間で続いており、確定したのが9月とか、遅い時期だったということになります。
では、それまで想定していなかった項目が新たに出てきたという、そういうことですか。	できるだけ検査項目は少ないほうが日本としてもいいので、そういった交渉をしていたのですが、最終的には、増えてしまったということです。

1点だけ教えてください。 これだけ35品目もチェックするのはボリュームもあるし、期間も短いということですから、これ、数者で実施しても良いというようにしなかった何か理由があるのですか。	仕様書に数者ではだめだという書き方はしていないのですが、もともとコンソーシアムをつくって行えるということを仕様書に記載をしていなかったもので、恐らくそういう考え方を事業者さんはお持ちでなかったものと考えております。
E U向けの畜産物輸出というのは、E Uに限らないのですが、日本の農林水産の戦略としては大事な部分だと思うんですけど、自分のところはできませんよとか、かなりインフラというのですかね。こういうことを支える民間事業者が、何か随分遅いなという印象も受けるのですけども、そうでもないのですか。	E Uは一番畜産物の輸出に対してハードルが高くて、日本でやっている今のレベルの検査では輸出を認めない国なので、E Uだけ特別であると認識しています。アメリカも牛肉について残留物質モニタリング要求しているのですが、E Uはアメリカよりはるかに上に行く対象物質や検査件数を求めているので、本件はハードルの高い事業なのかなと考えております。
物役・競 96 平成 30 年度食文化発信による海外需要創出加速化委託事業のうち在外公館、クールジャパン関係府省との連携（日本産食材需要拡大）	
基本的なことなんですけども、この仕様書の記載が不明確な場合というのは、問い合わせして回答していただけたといったシステムはあるのでしょうか。	基本的には、公示期間中については、ご質問を受けるようにしておりますし、説明会に参加された際にも、不明な点があれば、直接ご連絡くださいというところと、あと過去の類似の事業、今回についてはこの事業、前年度実施しているものではないので、類似の事業という形にはなるのですけれども、過去の実施報告書の閲覧も可能ですよということをご案内しております。
この業者は質問しなかったということですかね。	質問はなかったです。
落札率がすごく低い。50%って、半額で済んだということですよ。最初の予定価格と契約金額がこれだけ開いたのは、どういうことなのか、最初の予定価格が盛ったということなのか。その辺も含めて教えてください。	今回応札していただいた会社が、別の事業において、ベトナムでセミナー等を実施するような形で落札をしております。最終的に人員の確保等がスムーズにいったので、同じチームで運営することとして、価格を下げることもできたというふうには後日確認はしております。

ただいまの質問に関連して、同じ方が使えるから値段が半分になるというのは、もうちょっと具体的に言うのでしょうか。	まずは渡航費等が1往復で済みますので、まず渡航費の部分として価格が下がっていくところの一つ。
ということは、もう一つの事業と開催時期が重なっていたということですか。	そうです。同じジャパンベトナムフェスティバルの期間中に開催する別の事業がありましたので。
そうすると、交通費とかが半額で済んだという、そういうことですか。	そういうことです。
それが一番大きいんじゃないかということでしょうか。	それと、あとはその会場の手配等も同じような会場を流用するような形で、最大限その事業費として圧縮ができたというふうには報告を受けております。
そのもう一つの事業というのは、役所の事業ですか。	同じ当課の事業です。 そこで連携をしていただいたという形です。
この1者応札になった原因として、ほかの企業さんから出てきた仕様書の中の農林水産省のほかの事業との効果的な連携を図ることという一文が入っていて、私もこれを読んだときにどういう意味なのかなと思ったのですが、今聞くと、割と大広を想定していたとかそういう、意地悪な言い方をするとそういうことですか。どういう意図でこう書かれたものだったのですか。	ほかのジャパンベトナムフェスティバルの事業もありますし、あとは当課のほうで運営している「テイスト・オブ・ジャパン」という日本食だったり日本産食材を使ったお店を載せるポータルサイトというのがあるんですけども、そういったものとの連携であったりとか、あとはWASHOKU Treasure（ワショクトレジャー）という補助事業でやっていますが、日本産食材を海外に持っていくようなECサイト、こういったものも運営しているので、そういったものと複合的に連携していただきたくて、そういった形で書いています。 実際に説明会に来ていただいた際には、ベトナムでこういう事業がありますよということと、あとはこういったウェブサイトも我々は運営していますよというのは説明会のところでお伝えした上で、入札のほうに入っています。
物役・競98 平成30年度食文化発信による海外需要創出加速化委託事業のうち多様なコンテンツを活用した日本食魅力発信（スイス）	
平成30年度の食文化発信による海外需要	そのとおりです。

創出のうちのスイスということで、過去3年間の入札契約状況というのが出ているのですが、これは単年度ではあるけれども連続して、平成28年、29年、30年度とやっているということですか。	
一応、契約内容のチェック項目の中に、一位不動産というのが、不動産一位という件数があるのですが、それでいうと、平成28年度電通で、29年度は電通ライブになっているんですけど、まだその業務実績がない状態で電通ライブが受けている。電通ライブは電通の子会社なので、実質的には電通が受けているということになるのかなと思うのですが、そうすると、ずっと電通が、この業務に関しては受けている状態になるわけで、ほかの応札企業からすると、なかなかこれは参入がしづらいというような空気が生まれているのではないかという気もするのですが、そこはどうかということと、あとそこから今回に関しては再委託先も書いていますが、●●というのが入っていますけれども、今までの2年間というのは、再委託先がどこだったのかも、できれば教えていただければと思います。	それでは1番目のご質問の28年度、29年度の契約相手先等の関係についてのご質問についてですが、こちらに関しましては、平成28年度、平成29年度に関しましては、随意契約の企画競争でございます。本年度に関しましては、こちらに関しては一般競争契約総合評価というふうに、いわゆる改めて契約を公告いたしました。こちらに関しまして、各者が応札しやすいような手当てを今回とったところをお伝えしたいと思います。 2番目の再委託先につきましては、こちらに関しましては、平成28年度、平成29年度においても、●●さんが入っていたところを記憶しております。
今回、入札説明書をとりに来たのが1者ということで、説明会にもその1者だけ来てということで、そもそも入り口でうまくいっていないなという感じがしたものですから、質問なんです、さっきの別件でも仕様書の記載について意見があったんですけども、本当に仕様書って大事なところをつくづく思うんですね。多分わからないところをあえて業者は聞かない人がいるんじゃないかと思うんですね。ここをもう少し説明していただければいいかなと言って、説明してくるのは結構前向きな業者さんで、何だかよくわからないから見送りにしましょうと、そういうことだと思うので、本当になかなか前例を踏襲してやっていると思うんですけども、見るからに手を挙げたくなるような具体的な、本当にどういうことをやってほしいかっていうのをうまく	来年度、次回の調達に関して参考にさせていただきます。

表現していただければと思います。	
工事・競7 合同庁舎（本館18）電気設備改修工事	
工事自体はそれほど難しくないと思うのですが、ボリュームがあるということで人の確保が難しいと、そういうことだったと思うんですけども、これ、履行期間が30年11月27日から31年3月15日と書いてあるんですけども、この改修工事って、もっと早く決まっていたような気がするのですが、その辺はいかがなんでしょうか。	本工事につきましては、当初から予算要求を行っているものではなく、実行予算の中で予算組みをしているというものがございまして、当初からのものでなかったというところは、理由として一つあるかなというふうに考えております。
それはある程度枠で確保している予算で、この工事ができそうだということで、この時期に発注したと、そういうことですか。	はい。そのようになります。
資料を読んだ段階で、このご時世で人手不足で、なかなか大変だなと思ったんですけども、その意味では、結構、今、相場が上がってるのかと思ったら、予定価格よりも随分契約価格が低く落札になっていて、ちょっと意外だったんですが、この契約金額が割と低くおさまった背景というか、考えられるところを教えてください。	低入札価格調査制度により、基本的には資材の一括購入ということで、低廉な価格で納入できるという理由がございました。それと受注者の本社が施工場所から近いということがございまして、工事用の施設等が不要であること。それと、過去に受注した経験があるということで、現場に精通しているということで、企業努力によるとお伺いしております。
この仕様書の中のいろいろな工事についての内容の洗い出しそのものは、落札業者に頼んだのですか。この仕様書の中でいろいろ工事の改修工事の内容を、洗い出さなきゃいけないことや、どういうところを直すのか等、その辺は誰がやるのですか。	私どもは設計図書をつくるときに、当課でこの図面をつくって、予定価格を積算しており、工事費の見積もり等はとっております。
2者が辞退されましたけれども、この辞退というのは人手不足か何かが原因でということですか。	人手不足かどうかは明確ではないのですが、工事の申し込みをする時点では、技術者を配置できる予定が、入札までの間にほかの工事がとれてしまって、そちらに技術者を充てるようなことになったということで辞退されているようです。
簡易な施工計画に関する項目の技術提案についてというところなんですけど、このところで、前のページはA者、B者、C者についての評価点数の記入があるんですけども、	こちらの何も表記がないというところにつきましては、左側の真ん中辺の行に提案内容は標準案の範疇ということになりました。特に加点等を行っておりません。

このページになるとA者の中のCのところ が5点というだけでもって、あとのゼロでも ないし記載がないということは、これはどう いう状況のことなんですか。	
要するに記入していないんじゃないかと、ゼ ロ点という意味でいいですか。	ゼロ人という形です。こちらの5という 数字は、それぞれ審査をしたものの人数を 示しておるものでございます。
このB者、C者については、加点対象とな るというふうに判断した者がいなかったと いう意味ですか。	はい。
工事・競9 公務員宿舎（嬭恋農場18）建築 改修その他工事」につきまして、業務の概要 及び1者応札の原因	
引っかかったのが、アンケート2者から回 答があつて、2者とも入札公告を知らなかつ たと書いていたので、そうするとこれ、原因 究明ができないなと思ったのですが、そう するとほかの6者からヒアリングをしたと か、何かそういう手だてがあつたということ なんでしょうか。	工事場所は、群馬県嬭恋なんですが、そ の周辺の業者さんにこちらから一方的に、 ファクスをさせていただいて、アンケート にご協力くださいという形で回答をいた しております。
同様に気になったのですが、この人た ち、公共機関のホームページとかメールマガ ジンで入札情報を取得しているということ なんですけども、公共機関って農水省も含ま れると思うのですが、そういうのもふだん はあまり見ないし、農水省のメールマガジン にも登録していない。多分そういうことなん だと思うんですけども、その辺の周知方法 って難しいとは思うんですけども、前回でもお 願いしたのですが、ホームページなんかメ ールマガジンを勧誘するようなそういうの をやるとか、その辺の工夫が必要かなと思 いました。 それとあと、同種工事の実績、それはあつ たほうがいいとは思うんですけども、そん なに難しい工事かなという気が、素人なり にするんですけど、この辺の条件っていう のはどういう基準で設けられるのでしょうか。	今回、同種工事の条件は、地域的に考 えて何も条件づけをしないことも考えたの ですが、そうなってしまうともうオールマイ ティーに参加ということになってしまうの で、一応最低限の外壁改修の実績を要する ことというのを入れさせてもらいました。

アンケート結果を見ても、1 者応札の要因とつながらないというのか。定量的な数字は出てくるんだけど、定性的な記述が見当たらないのですけども、これはどういうことですか。	アンケート結果につきましては、自由記載の部分等は項目を選択していただく部分がありますが、先ほど説明した中では、改善すべき点で、一言でまとまっている部分です。意見として出された部分で自由記載になったものについては、例えばこういった時期には、工事が難しいなどの意見を集約させて、まとめているものです。
その辺の記述というか、業者の生の声をちゃんと書いておいていただきたいなという感じがします。その点はこの次、ご注意くださいと思います。	次回以降、改善いたします。
物役・競23 平成30年度農林水産省行政システム運用管理業務	
質問というか感想なんですけど、平成27年の委員会の記録を参考に見ていたのですけども、前は10者くらい説明会とかも来ていただいて、結局、応札ということでいろいろ意見が出ていますけれども、確かに分割できないというのはわかるのですけれども、これだけのボリュームの仕事ですから、それなりの人員を準備しないと手を挙げられないということで、確かに半年ぐらい必要なというのは私も思いました。 それと、こういうコンピューターの関係というのは、最初に携わったところ以外の人の仕事をするというのは、本当に何か難しいみたいで、運用管理だからまだシステムをいじるとのこととは違うので、手を挙げやすいと思うのですけど、それでもほかが何となく気力を喪失しているようなそんな感じもするので、なるべく期間をとってあげて、手を挙げやすいような環境にしてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。	
仕方がないのかなと思ってしまいましたが、最後のほうにも書いている共同事業体での入札参加は可ということになっているので、そういう動きにこれから期待したいと思うのと、あと一応入札説明書をとりにいらっ	お答えします。まずエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、それから●●、あと●●、それから●●、●●、それから●●というところが6 者、全体で来ております。

しゃった5者というのがありますが、もし差し支えなければ、ほかにどういうところがこれ、受注の可能性あるのかというのを知りたいという意味で、どこが説明書を持っていたのかというのを教えていただいてもいいですか。	
入札執行調書の右側の順位のところ、保留と書いてあるんですけど、これはどういう意味ですか。	お答えいたします。こちら市場化テストの要綱に従いまして、落札決定時点では保留していますが、この後に、社内に暴力団関係者がいないか調査するといった規定がございます。警察庁に通知で依頼をして、「暴力団関係者はいない」という回答が来た時点で落札になりますので、その間は保留ということで整理させていただいております。また、このようなことは、市場化テストのみです。
物役・競72 平成30年度農業経営者が活用する情報受発信の仕組みに関する調査委託事業	
この抽出案件概要の改善策に書いてある④については、ぜひやっていただきたいと思います。常にこれを意識してやっていただければ、もう少し業者の方が前向きに対応していただけるんじゃないかと思いますし、例えば、類似の案件はこんな感じですよと、参考となる資料の閲覧などそういうのもあれば、どういう仕事をやればいいのかというのが、イメージが具体的に湧くと思うんですよ。 この仕様書とかを見ても、わかると言えばわかりますけど、基本構想の取りまとめとか、結構難しいと思うんですよ。要件は一応列記していただいていますけれども、やはり業者としては漏れがないのは当たり前としても、農水省に採用していただけるのはどういうものかというのが、もう少しイメージできれば、多分応札する人もふえるんじゃないかと思いますので、よろしく願います。	ご指摘ありがとうございます。

この事業そのものについて、F S Kだけが 入札に応札してくるほどの障害というか、ハ ードルの高いテーマでもなさそうだし、ほか にもこういうことについて対応できそうな 企業がありそうな気がするのですが、素 朴な疑問ですが、なぜこの1者だけだったの でしょうか。	ご質問にお答えします。我々も広くいろ んな事業者さんが、資料招請とか説明会に 来ていただいたので、入札があるのかなと 思ったんですけども、単純に、皆さん、多 くの業務を抱えていて、人員がそこに割け なかったというのが大きな原因であったと 思います。このF S Kさんは、過去にも農 水省の業務を何回かやられていますけれど も、たまたま今回、この業務に入札いただ けたということだと思います。
---	--